

カプセルホテルとぼす フィットネス会員規則

第1条（本規則の適用範囲）

本規則は、株式会社トボスエンタープライズ（以下「当社」といいます）の運営するカプセルホテルとぼす（宮城県仙台市青葉区中央 2-1-25 所在）内のトレーニングジム（トレーニングジムの他、温浴施設、休憩所等を含み、以下「本施設」といいます。）の利用に関するものであり、宿泊者以外の利用者に適用されるものとします。

第2条（本施設の目的）

本施設及びこれに付随して当社が提供する各種サービスは、会員（本規則第8条所定の手続を経て当社と契約された方をいいます。以下会員として本施設を利用するために当社と締結する契約を「会員契約」といいます。）の心身の育成、健康維持、健康増進を図ることを目的とします。

第3条（会員制）

(1) 本施設の利用は、宿泊者を除き、会員制とし、宿泊者以外で会員でない方の利用はできません。

(2) 会員の種別は以下のとおりとし、各会員の要件及び利用範囲等の条件については当社が別途これを定めます。

①個人会員（当社と会員契約を結んだ個人）

②法人会員（当該企業又は団体の従業員等による本施設の利用に関する法人会員契約を締結した企業又は団体）

(3) 会員（又は法人会員の従業員）は、月々の会費をお支払いいただくことで、本施設の利用及びその他当社が提供するサービスの提供を受けることができます。但し、会員が本施設を利用するのは1日1回3時間までとし、3時間以上のご利用の場合は延長料金として30分につき350円をお支払いいただきます。

(4) 会員による本施設の利用範囲、条件、及び本施設運営方針については、本規則に定めるほか、当社が別途定める細則に従うものとします。

第4条（会費等）

(1) 会費その他会費に含まれないサービス等の諸料金（以下「会費等」といいます。）の金額・支払時期・支払方法は、当社がこれを定めます。

(2) 会員契約締結後は、本施設の利用の有無にかかわらず、会費を支払わなければならないなりません。

(3) 会員が申告した利用開始日以降、会員が支払った会費および事務手数料は、理由の如何を問わず返金されないものとします。ただし入会審査で入会が認められなかった場合はこの限りではありません。(4) 会員が本施設の利用会員を退会し、本施設の利用会員に再度入会する場合、会員は、改めて事務手数料を当社の定めに従い支払うものとします。

(5) 当社は、会費、事務手数料等の金額および内容を当社の判断で決定または変更することができるものとし、変更後の料金および内容については、該当する全ての利用者に適用されるものとします。

第5条（期間）

会員契約は、1ヶ月を単位とし、本規則又は当社が別途定める退会手続きの完了、会員資格の喪失その他の事由により会員契約が終了するまで自動更新されるものとします。

第6条（入会資格）

会員の入会資格は、以下のとおりとします（なお法人会員については別途定めるものとします。）。

(1) 満16歳以上の男性で、本会則その他本施設に関する諸規則を遵守すること（なお、未成年者についてはこれに加え、本施設の利用について保護者の同意を得ていることを条件とします。）

(2) 医師等に運動を禁じられておらず本施設の利用に支障がないこと（健康状態に疑義のある方は別途ご相談下さい。尚、65歳以上の方は診断書の提出を必要とします。）

(3) 現在及び過去において暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと

(4) 刺青（ファッションタトゥーを含みます。）をしていないこと

(5) 覚せい剤等の違法な薬物を使用していないこと

(6) 過去に本施設の会員から除名されたことがないこと

(7) 各会員種別において別途定める要件がある場合にはその要件を満たすこと

(8) その他当社が本施設の会員として相応しくないと認める事由がないこと

第7条（入会手続）

(1) 入会を希望する者は、当社の定める所定の手続により入会申し込みを行い、当社による審査を受け、当社が承諾した場合に本施設の利用契約が成立し、会員となります。

(2) 会員は、入会申込書に記載した内容その他当社に届け出た内容が正確であることを保証します。当社は、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

(3) 未成年者が会員になる場合は、本人とその親権者が連署して申し込むものとします。この場合、親権者は会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

(4) 第1項に定める入会申込を行った場合であっても、当社が行う審査の結果、入会が認められない場合があります。なお、審査方法、審査過程、及び審査の内容については開示いたしません。

(5) 入会申し込みの際には、入会手続き規程に定める金額をお支払いいただいたうえで入会審査を行いますが、当社が入会を承諾できかねるとした場合は、お支払いいただいた入会金は全額返金するものといたします。ただし利息はつけないこととします。

第8条（会員証）

(1) 当社は、会員に対し、会員証を発行します。会員（又は法人会員の従業員）は、本施設を利用する場合、必ず会員証をフロントに提示し所定の手続きを行うものとします。

(2) 会員は会員証を第三者に貸与・譲渡・継承することはできません。

(3) 会員は会員証を紛失した場合には、すみやかに当社に届け出を行い再発行を申請するものとします。会員証の再発行の場合、発行手数料として1,000円（税別）お支払いいただきます。

第9条（届出内容変更手続）

(1) 会員は、入会申込書に記載した内容その他本施設に届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。

(2) 当社より会員に通知する場合は、会員から届出されている連絡先に宛てた通知の発送をもって通知したものとします。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により当社からの通知が延着しまたは届かなかった場合には、通常到達すべきときに当社からの通知が会員に到達したものとします。

第10条（退会手続）

(1) 会員は、退会届を退会希望月の前々月末（例：4月1日から退会の場合は2月末まで）までに提出し、月会費その他当社に対する債務を完済した事を当社が確認できた場合、希望月に退会することができます。なお、会員が退会と

なった場合には、遅滞なく会員証を返却するものとし、当社は当該会員宛に退会の通知を行うこととします。

(2) 会員は、前項のほか、以下の場合に当然に退会するものとし、

- ① 会員が死亡した場合。
- ② 法人会員が解散した場合。
- ③ 当社が本施設を閉鎖した場合。

第11条（休会手続）

会員は、休会を希望する場合、休会届を休会希望月の前々月末（例：4月1日から休会の場合は2月末まで）までに不備なく提出し、希望月から休会することができます。期間は最長6ヶ月とします。休会期間中の月会費の支払いは免除されます。休会期間中は一切の施設の利用ができません。休会期間終了後は通常に戻り、会費をお支払いいただいたことが確認できた後、利用再開となります。

第12条（禁止事項）

当社は、会員が以下の各号に該当する場合の本施設の利用または本施設内において下記の行為を行うことを禁じます。会員が禁止事項に違反した場合、当社は当該会員に対し本施設の入場禁止又は退場を命じることができます。

- (1) 伝染病等に罹患している場合
- (2) 刺青（ファッションタトゥーを含みます。）をされている場合
- (3) 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断される場合
- (4) 泥ほこり等が付着した状態等の不衛生な状況で利用すること
- (5) 指定の場所以外で喫煙すること
- (6) 酒気をおびて本施設を利用すること
- (7) 露出等公序良俗に反する行為をすること
- (8) 動物を本施設内に持ち込むこと
- (9) 危険物を本施設内に持ち込むこと
- (10) 動画、静止画にかかわらず許可なく館内を撮影すること
- (11) 許可なく本施設において物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること
- (12) 施設内に落書きや造作の設置をすること
- (13) その他本施設の設定を破損させる行為又は通常の利用方法と異なる方法で利用すること
- (14) 会費を滞納すること
- (15) 入館に際し虚偽の申告をすること
- (16) 当社従業員の業務を妨げる行為をすること
- (17) その他、従業員の指示に従わないこと
- (18) 他の会員及び当社従業員を含む第三者を誹謗中傷すること
- (19) 他の会員及び当社従業員を含む第三者に対し暴力行為や威嚇行為をすること
- (20) 他の会員及び当社従業員を含む第三者へのストーカー行為
- (21) 他の会員及び当社従業員を含む第三者の施設利用を妨げる行為
- (22) 大声や激しい物音を生じさせる等の他の利用者様のご迷惑となる行為
- (23) その他本条各号に準じる行為

第13条（会員の除名）

会員が前条の禁止事項に違反し、又は下記の各項に該当するときは、当社は該当会員を除名することができます。会員はその資格を失います。会員を除名する場合は、当社が定める方法で当該会員宛に会員資格喪失の通知を行う事とします。

- (1) 本会則もしくは入会手続き規定に違反した、またはその疑いがある場合
- (2) 当社または本施設の体面を傷つけ、秩序を乱した場合
- (3) 会費その他の債務を滞納し、当社からの催告に応じない場合（会費については3ヶ月以上の滞納により除名とする。）
- (4) 罪を犯し、またはその嫌疑を受け社会的信用を失った場合
- (5) 破産などにより経済的信用を失った場合

(6) 入会に際して当社に虚偽の申告をしたと判明した場合

(7) その他上記に準ずる事由により入会基準を満たさなくなったと当社が判断した場合

(8) 本施設の利益に明らかに反する行為を行った場合

(9) 反社会的勢力と関わりがあると認められた場合

(10) 他の利用者と紛争を生じ、本施設の平穏を乱した場合

第14条（会員の損害賠償責任）

会員は、本施設を利用するにあたり、故意又は過失によって当社または第三者に損害を与えた場合、その賠償の責を負うものとし、

第15条（免責・不可抗力事由）

会員は、自己の責任及び危険管理において本施設を利用することとし、本施設内で発生した事故・怪我・体調不良について、当社は一切の責任を負いません。

第16条（遺失物・忘れ物・放置物）

会員は、本施設の利用にあたり自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、本施設内で生じた盗難・紛失について、当社は一切責任を負いません。なお、本施設内において遺失物・忘れ物・放置物（以下「遺失物等」といいます。）の届け出があった場合、保管期限を1ヶ月間として当社において保管しますが、引き取りがなかった遺失物等については保管期限の経過をもって所有権が放棄されたものとみなし、当社において処分いたします。

第17条（本施設の休業及び閉鎖）

当社は、次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断するときは、本施設の全部または一部を臨時休業又は閉鎖することができます。この場合、当社は一切の補償は行いません。なお、臨時休業する場合は、事前にその旨を本施設内に掲示します。

- ① 施設の改造または修理の場合
- ② 本施設が企画し実施する諸活動を行う場合
- ③ 天災地変その他の不可抗力等があった場合
- ④ 法令の制定改廃または行政庁による処分（不利益処分を含みます。）、行政指導もしくは命令等があった場合
- ⑤ 社会情勢の著し変化があった場合

第18条（本施設の閉店）

当社は、自らの判断に従い、本施設を閉店することができるものとし、この場合、当社は一切の補償は行いません。

第19条（本規則の改定）

- (1) 当社は、自らの判断に従い、本規則を改定することができるものとし、
- (2) 当社は、本規則に付随して定めた諸規則を適宜制定または改定することができるものとし、
- (3) 当社が本規則及び諸規則を改定するときは、改定する旨、改定後の内容及びその効力発生時期を、本施設において公示し、新規則を閲覧可能な状態に置くなどして会員に対し告知するものとし、
- (4) 改定された本規則及び制定または改定された諸規則の内容は、全ての会員に適用され効力を有するものとし、

本会則は2020年3月1日に改則したものです。